

役員等の報酬等に関する規程

〈目的〉

第1条 この規定は、社会福祉法人公宜会の役員等の報酬について定めるものである。

〈定義〉

第2条 この規程でいう役員等とは、理事、監事、評議員、評議員選任・解任委員をいう。

〈各会の出席〉

第3条 役員等が理事会、評議員会、評議員選任・解任委員会に出席したときは、別表1により実費弁償を支払うことができる。

2 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

〈理事の報酬〉

第4条 理事長が各会出席以外で法人及び施設の運営のために、その業務にあたった場合には、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2 理事が各会出席以外で法人及び施設の運営のために、理事長の命を受けてその業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

3 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

〈監事の報酬〉

第5条 監事が法人及び施設の運営状況を指導または監査の業務に当たった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

〈出張旅費〉

第6条 役員等が、法人業務のため出張する場合は、別表3により報酬及び旅費等を支給することができる。

2 旅費は、実費を支給する。

3 業務遂行に必要な経費を、実費を原則として支給できる。

4 旅費は実情を考慮し、増額することができる。

5 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

〈適用除外〉

第7条 施設の職員を兼務する役員等は、この規程を適用しない。

〈改正〉

第8条 本規程を改正する必要がある場合には、理事会の議決を経なければならない。

附 則

- 1 この規程は、平成19年4月1日より適用する。
- 2 この規程は、平成29年4月1日より適用する。

別表1

名 称	実費弁償費（旅費・日当）
理事会、評議員会出席報酬等	5,000円
評議員選任・解任委員会 出席報酬等	5,000円

別表2

名 称	報 酬	実費弁償費
理事業務報酬等	10,000円	5,000円
監事監査指導報酬等	10,000円	5,000円

別表3

旅 費	宿泊費	報酬1日	その他
実 費	20,000円	20,000円	実 費